

上尾市通訳・翻訳ボランティア

上尾市通訳翻訳ボランティアを2019年度から運用しています。

① 目的

言葉や文化の異なる人々が、互いの文化的違いを認めつつ、地域社会の構成員として共に生きていくまちづくりを推進するため、市は、「通訳翻訳ボランティア」の協力によって、本市の多文化共生を推進することを目的とします。

② 活動内容

1. 市の窓口等で行う通訳又は翻訳に関すること
2. 災害時に行う通訳又は翻訳に関すること
3. 上記の他に市長が特に必要と認めること

上尾市通訳・翻訳ボランティア

③ ボランティアの派遣先

市役所、支所・出張所、保健センター、市立保育所、市立小中学校、市立幼稚園など市の公共施設、および自治会など公共性の高い団体の催しなどへの派遣が考えられます。

④ 募集対象者

- ・市内に在住・在勤または在学する18歳以上の方。外国籍の方の場合は在留資格を持っていること。
- ・日本語から外国語、外国語から日本語への通訳又は翻訳ができる方。日常会話以上の語学力があることが条件です。

⑤ 活動方法

通訳または翻訳が必要になった際に、市役所市民協働推進課が登録されている方に都度連絡し、ご協力いただける方をお願いします。

上尾市通訳・翻訳ボランティア

⑥ 補償

通訳翻訳ボランティアとして活動してくださる方については、市が社会福祉協議会のボランティア保険に加入します。

他の活動（例：アッピー元気体操リーダーなど）でボランティア保険に加入している方はお知らせください。

⑦ 報償

通訳翻訳ボランティアの協力に対し、下記のとおり謝金を支給します。

- ・ 通訳 1回当たり原則2時間以内 3,000円（交通費込み）
- ・ 翻訳 A4用紙1枚当たり 1,500円

⑧ 登録

登録期間は2年間です。2年度ごとに更新の意思確認の連絡をします。

上尾市通訳・翻訳ボランティア

⑨ 登録の変更と更新

登録内容に変更が生じたときは、申請書を速やかに提出してください。

⑩ 登録の取り消し

- 登録者から辞退の申出があったとき
- 登録者と連絡が取れないなど、今後の活動が不可能となったとき
- 通訳翻訳ボランティアとして不適格と認められる事実が発生したとき

⑪ 守秘義務

活動により知り得た秘密をもらしてはいけません。登録の有効期限が満了し、又は登録が取り消された後も、同様とします。